

令和5年度第3回 宮城県環境影響評価技術審査会 会議録

1 日時 令和6年3月21日(木)午後 2時から午後5時まで

2 場所 対面及び WEB
(宮城県行政庁舎9階 第一会議室)

3 出席委員(12名)

石井 慶造	東北大学 名誉教授
伊藤 晶文	東北学院大学 地域総合学部 教授
内田 美穂	東北工業大学 工学部環境応用化学科 教授
太田 宏	東北大学 高度教養教育・学生支援機構 助教
田口 恵子	東京大学 農学生命科学研究科 准教授
永幡 幸司	福島大学 共生システム理工学類 教授
野口 麻穂子	森林総合研究所 東北支所 主任研究員
平野 勝也	東北大学 災害科学国際研究所 准教授
牧 雅之	東北大学 学術資源研究公開センター植物園 教授
丸尾 容子	東北工業大学 工学部環境応用化学科 教授
村田 功	東北大学大学院 環境科学研究科 准教授
山本 和恵	東北文化学園大学 工学部建築環境学科 教授

(参考)

傍聴者人数:4名(報道機関:4名)

4 会議経過

(1)開会 (事務局)

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、只今から、宮城県環境影響評価技術審査会を開会いたします。

本審査会は13名の常任委員で構成されておりますが、本日は、常任委員13名中12名の御出席をいただいておりますことから、環境影響評価条例第51条第2項の規定により、会議の成立要件を満たしておりますことを御報告いたします。

なお、関島委員からは所用のため欠席との御連絡を頂いております。また、山本委員におかれましては、途中退席の旨、牧委員からは途中からの出席、途中退席のご連絡をいただいております。

本審査会につきましては、県情報公開条例第19条に基づき公開となっており、会議録につきましても、後日公開となりますが、個人のプライバシー及び希少な動植物等の生息・生育に係る情報については、非公開となります。審査の状況によっては、傍聴者の方には御退室願う場合もございますので、予め御了承願います。

また、傍聴者の方は、お手元の傍聴要領に記載の「会議を傍聴するに当たって守っていただく事項」を確認し、会議の円滑な進行について御協力をお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、環境生活部副部長の小野寺から御挨拶を申し上げます。

(2)あいさつ(環境生活部 小野寺副部長)

おはようございます。

本日は、年度末のお忙しい中、宮城県環境影響評価技術審査会に御出席いただき、誠にありがとうございます。本県の環境行政につきまして、日頃から格別の御協力を賜り、重ねて厚くお礼申し上げます。

この審査会でも御紹介させていただいておりますが、本県では、昨年の6月の議会において、

「再生可能エネルギー地域共生促進税」が成立いたしました。

森林の開発を伴う再生可能エネルギーの導入に対し、発電出力に応じて設備の所有者に課税するものですが、いよいよ4月からの施行に向けて準備を進めているところです。

この制度を推進することにより、環境影響評価とともに、再生可能エネルギーの最大限の導入と環境保全の両立の取組をしっかりと進めてまいります。

本日は、1議題を予定しており、「(仮称)富谷市成田二期北土地区画整理事業」の環境影響評価準備書について、ご審議いただきます。

環境影響評価制度は、事業の可否を問うものではなく、事業の内容を決めるに当たって、環境への影響を調査・予測及び評価を行い、様々な意見を踏まえて、環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていくものです。

委員の皆様におかれましては、専門的技術的知見に基づく審査をお願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしく願いいたします。

【事務局(司会)】

続きまして、資料の御確認をお願いいたします。本日の次第、出席者名簿の1枚もの。配布資料一覧の1枚もの。審査事項(1)といたしまして「(仮称)富谷市成田二期北土地区画整理事業 環境影響評価準備書」について、資料1-1 同事業 環境影響評価準備書についての諮問書、資料1-2 同事業 環境影響評価手続フローとスケジュール、資料1-3 同事業 準備書、資料1-4 同事業 準備書(要約書)、資料1-参考 同事業 事業者説明資料でございます。

それでは、ここから議事に入りたいと思います。以降の議事につきましては、録画、録音を不可とさせていただいておりますので、御了承ください。環境影響評価条例第51条第1項の規定により、議事につきましては平野会長に議長をお願いしたいと存じます。平野会長よろしく願いします。

(3)審査事項

①(仮称)富谷市成田二期北土地区画整理事業 環境影響評価準備書について(諮問)

<参考人入室>

【平野会長】

それでは議長を務めさせていただきます。

次第に従いまして、(仮称)富谷市成田二期北土地区画整理事業 環境影響評価準備書についてです。

本件について、希少種の生息場所の特定に繋がる審議となる場合は、傍聴人にご退席いただく必要がございますので、ご発言の前に一言、お願いします。

まず事務局からご説明いただき、引き続き参考人の方からご説明いただければと思います。

【事務局】

資料1-1及び1-2について説明。

【参考人】

資料1-3及び1-4について説明。

【平野会長】

はい。ありがとうございます。質疑は三つに分けて行いたいと思います。1つ目が一般の案件。2

つ目が希少種に関する案件で、3つ目が環境影響評価の法的な枠組みからは逸脱するかもしれないけれども、より良い事業を行っていただくための参考意見に関する議論と3つに分けて行わせていただきたいと思います。傍聴人の方には申し訳ございませんが、2つ目の希少種の議論のところは退室していただくこととなりますので、予めご了承いただければと思います。それでは一般の部分で、希少種に関する話は全部まとめて、場所が特定されようがされまいが、2つ目の非公開で審議したいと思いますのでお願いします。

どなたかご指摘ございますか。

【永幡委員】

欠席の委員からのご意見はいいのですか。

【平野会長】

欠席されている関島先生からの意見は、希少種に関わるご意見ですので、非公開審議でご紹介ただこうかと思っております。

まずは私が口火を切らせていただきますが、方法書で意見を述べていないので、なかなか悩ましいのですが。その分非公式の場で、事前に我々(審査会)の意見を述べる場を事務局を通じて設けていただきましたが、これは昭和のやり方ですよね。使いようがないという語弊がありますが、例えば西側の都市計画道路と高速道路の間の土地は開発してもなんともないので、そこにビオトープを作ります、そこは残置森林としますと、最大限に土地を取れるように作って周辺はヘタ地になる部分を残置森林にしましたとか、ビオトープを作りますというやり方だと思っています。これは臨海工業地帯でやるのとあまり変わらないやり方で、埋め立てをして街の方には十分な緑地帯を取りますという発想ですよね。自然を壊すけど、ビオトープでミティゲーションするから影響は小さいとおっしゃっているような感じですけど、どこか谷戸をまるまる残すとか、そういう設計は全く検討されませんでしたか。

まずは、どうしてこのような設計になったのかを教えていただければと思います。

【参考人】

今回の事業は申し上げた通り、工業団地の造成ということで、複数の企業の立地を前提にさせてもらっております。特に半導体等の高度機械電子産業などの大型企業の立地を想定しておりまして、大型の建物と広大な工業用地が必要な事業というところがございます。

それと概要説明のところでも話させてもらいましたが、計画地の中央部に尾根が南北に走っているため、尾根をはねる必要がございます。計画地外への影響を最小限に留めるために土を計画地内でバランスさせることとしておりまして、残念ながらはねた土は谷地の方に埋めざるを得ないというところになっております。ご指摘のような内容になってしまっているのですが、緑地に関しては方法書の時点よりも1.4倍程度の緑地を増やすようなことを配慮させていただきました。それからビオトープに関しても、地区内だけではなくて地区外のビオトープの再生も計画しました。

【平野会長】

どちらかという緑地を増やすのではなくて、自然を残す部分の話をしていただきたいです。あくまでも緑の面積をこれだけだから大丈夫ってお話をされているようですが、そうではないと思います。ここの部分は里山の生態系、すごく豊かな生態系があるわけで、そこを残すという話がどこにも出てこなくて、あくまでもこの周辺の緑の部分が緩衝緑地という形で、実際に造成されずに残すという話ではあると思いますが、そういう発想になっているのが、そもそも昭和的で全然現代的な感じがしないのです。そういう検討はされていないのですか。要はここのところを全部残していくと、こういう生態系が残るといような議論の中で、この造成計画が決まっていないという理解でいい

ですか。

私は工業団地の造成は何も否定してはいないです。半導体や自動車関連で宮城県に産業立地いただくことは大歓迎です。その中で緑地化ではなく、緑を残すという発想でこの設計をされたかされていないかという話を聞いているのですが。

【参考人】

残すというところでは、事業計画地の左下に沢地がありますけれども、花ノ沢と言っていますが、ここに関しては残す形にして、そこを大きなビオトープにして積極的に保全をするようなことを考えております。

【平野会長】

そういう表示が全然ないのがすごく気になったわけです。要は開発をなさる時に造成される時にどこを手つかずで残して、手付かずに残しても周辺環境が変わりますので、少し手を入れてちゃんと今ある自然が残るようになさろうとしているのかってという話が全く分からないので、できればそういう図面作っていただけませんか。

【参考人】

参考1－資料の48枚目でこの花ノ沢の沢地部分を残しながら、

【平野会長】

そういう意味ではなくて、きちんとした図面で、地形図の上に設計図面をちゃんと被せていただいて、造成が本当にここに入らないのかを設計ベースで見せていただけませんかと言っているのです。このイメージ図で見ても何も分かりませんので。

【参考人】

花ノ沢に関しては、これから設計を進めていきますので、そこで検討していきたいと思います。

【平野会長】

ビオトープの再生の話ではなくて保全の話をしているので、基本的には造成計画図面をきちんと落とし込んで元の地形図が見える重ね合わせた図面がないのですよ、全部ベタ塗りしちゃって。元の地形がどうなっているのか全く理解できないので、これは裏を返すと皆さんがそれを意識して設計していないということです。意識して設計なさっているのであれば、絶対に重ね合わせで、ちゃんと元の地形が見えるような図面を作って、ここは元の地形残って、ここは残らないよねという議論をされているのであれば、そういう図面が出てくるはずなのですが、それが無いのがすごく気になります。そういうもの出していただけませんか。要はどこが改変されて、どこが改変されないのかというのは、実はこの資料で分からないので。

【参考人】

宅地の造成図は検討しておりますので、それをまた改めてご提出したいと思います。

【平野会長】

はい。もしよろしければ、その中でなるべく大きな敷地とおっしゃいましたけれども、区域を元の一枚でどんとやるときに比べて小分けなさっているじゃないですか。その中で最大の敷地を見ても、そんなに大きくなって、それが最大に取れるという形でやりながら谷戸を残す設計もあり得るような気がするのですが、全部残せと言っていないよ、もちろん。例えば、一つの谷戸は残す、気になっ

たのはその先ほどの富谷ジャンクションの近所の部分以外は残すとおっしゃっているところも、谷筋の片側しか残らないのです。生態系は谷筋中心にできているので両側が残っていないとまとまった生態系の維持にならないです。だからちょっと(区域を)詰めるとか考えて、もう少し工夫して、若干工業用地面積を諦めることになるかもしれませんが、大きな工場も立地できて、なおかつちゃんと環境保全も、少なくともひとつとか、このジャンクション付近含めて2つぐらい大きく生態系を残せる、保全できるというような設計も可能な気がします。だから、その辺どころ辺が事業実施上のクリティカルになるのか分からないのですが、あってもいいのではないかという気が私はしておりますが、いかがですか。さすがに今更設定は見直さないですか。

【参考人】

細かい部分はもう一度検証させていただきますけれども、できればこのプランでいかせていただければと思っております。

【平野会長】

強制する権限も禁止する権限も何もないので、事業者にもそう言われてしまうとお終いですけれど。もっといい方法がありそうなのに、なさらないということをおっしゃっているのがすごく気持ち悪いのですが、いいのですか。

【参考人】

そういう部分も含めまして。今回はオフサイトのビオトープも既存のものがありますけれども、これを整備させていただいて、より良い周辺環境の貢献を考えているところでございます。

【平野会長】

もう一度申し上げますけれど、代償措置ではなくて、保全措置が取れるのです。もう少し頑張ってください。その保全措置を取らないで代償措置をやっているから良いとおっしゃっているのが、現代的な感覚からすると、すごく違和感があります。昭和だったらこれでよかったかと思えます、世間のムードも。保全ができるのに、それをしないで代償だけやっているというのは、私は現代的な感覚としてはもうちょっとやれるじゃないですかと思っています。確かに若干用地が減るかもしれませんが。その大きな敷地をきちんと取りながらと言っているわけです。それで、今の最大の敷地を取りながら、1か所2か所ぐらい、せめて1か所ぐらい谷戸をまるまる両側が残せる。それをなしている例も紹介しましたよね、非公式の場で。あそこは谷戸を2つきちんと残して両側まるまる生態系を担保している場所だったと思いますけれど。だからそれに関わられた方がビオトープの設計に入るから大丈夫って、やっぱり枝葉のところではやられすぎていて、もう本質部分で見直しをしていただけたらなと思っています。なので、これが出てきてすごく残念でした。ぜひ、もう一度考えていただけませんか。できそうな気がします。いかがでしょうか。

【参考人】

もう一度検討はいたしますが、この設計で今進めているところもございまして、大きな部分では非常に難しいところがあると思っております。御紹介いただいた群馬のサンデンフォレストですが、こちら私どもで見学させていただきまして、大変に素晴らしい環境保全をされて、敷地の半分ぐらいだったかと思えますけれども、緑地として保全をしているというところで大変感銘を受けました。ただあそこは一企業さんの開発地ということで、その辺のいろんな自由度があるところがあるのかなと思っております。今回は100名の地権者で進める事業でございまして、先ほどの繰り返しになりますけれども、事業の特性というところもございまして、全員の合意形成を進めながらやらなくちゃいけないところもございまして、その合意形成の中ではこういった案で今、進めさせてもらって

るところでございますので、できるだけ検討はさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的にはこのプランで進めさせて頂ければというふうに思っております。

【平野会長】

いや、何度も申し上げますけれど、我々には命令する権限も許可する権限も何もないです。なので、できればこのままっておっしゃられたらそれで終わりですが、釈然としません。

具体的にはですね 2 つ目の希少種のところに関連してくると思うのであれですけど、それなりに希少種がいる沢はまるまる残していいじゃないですか、部分的にも残せるような気がします。その一本だけでも、沢の両側の斜面を残していただいて保全する。だから結局、今までそういう現代的な造成設計を考えないできて、地権者の合意を取ってきて、それでここで助言されても、「もうできません。地権者の合意取れません。」って、それは最新の環境に配慮した造成設計のノウハウを御社は全く持っていないと自分でおっしゃっているのですよ。それは恥ずかしくないですか。なので、御社の技術力にかけて今からネゴシエーションをつけ直していただけるとありがたいなと思っております。これぐらいにしておきます。

それでは一般の件でご意見ありますか。永幡先生、どうぞ。

【永幡委員】

まずは大きな話で一つしたいのは、開発した後、ちゃんと土地は売れるのですか。ある程度目処は立っているのですか。開発したはいいのだけれども、自然が破壊されてしまいました、でも、結局売れませんでしたというのは、多分一番最悪な事態です。だから工業団地が結構、日本全国、特に東北地方を見ていると多いです。それを考えると、これは大丈夫ですか。

【参考人】

実は工業団地は今、全国的に足りなくて、産業用地は非常に国内全体で枯渇しているような状況になっております。そういう中で、この間ももっと北の大衡村の方に新しい半導体の企業さんが進出しましたけれども、ああいった大きなものが一社進出しますとそれに続いて、サプライチェーンのいろんな様々な関連企業さんも立地するという話も、需要としては聞いております。それから宮城県としても、そういった方針で、これぐらいまとまった敷地はなかなか全国的にもないものですから、非常に期待をされているところでして、今の段階で企業が決まっておりますけれども、需要はあるものというふうに考えております。

【永幡委員】

ありがとうございます。それで一番聞きたかったのは、この後の本来の騒音のところですか。何地点がありますけれども、今日配られた資料 1-参考の 14 枚目の st.2 というところ。a ですかね、予測地点で言うと。これに関して、環境基準に適合しているから丸だつてというのは極めて問題だと考えていて、まず環境基準ってどういうものかご存知ですか。騒音にかかる環境基準とは。

【参考人】

そうですね。達成することが望ましい規格と認識しております。

【永幡委員】

環境基準を守ればいいという話ではまずないです。環境基準まで音を、そのレベルを上げていいという話でもないです。そこを理解していますか。

【参考人】

現況よりも悪化することは、影響としてよろしくないと思っております。

【永幡委員】

この st.2 というところを見ると、これ何デシベル上がっていますか。

【参考人】

10 デシベル上がっていると認識しております。

【永幡委員】

10 デシベルって人間の知覚で言ったら倍ですよ。そこまで大きくなって、何も環境に影響ないと言えますか。環境影響で評価をする時に、確かに基準との整合性を見るというのは一つの項目としてあるので、そのために環境基準を上回っているか下回っているのか、上回った場合には現状でどれだけ上回っていて、それにどれだけさらに付け足すことになるのかというのを評価すること自体はもちろん大事ですけども、それが満たされていたら良いという話ではなくて、ここではむしろ、現状を 48.3 デシベルですね、昼間でも。十分極めて静かなところが、幹線道路を担う空間の方の基準じゃないと満たさなくなるわけですよ。これは極めて問題じゃないですか。

【参考人】

都市計画道路が開通するということになりませんが、今ご指摘いただきましたように主要な交通を担う幹線道路沿いということになろうかと思しますので、そういう場所になってしまうということを考えております。

【永幡委員】

なってしまいますでいいのかという話で、要するに、現状極めて静かなところがこれだけ大きくなるのに対して、環境基準を満たしているから環境への負荷はないというような議論が成り立つのかと聞いているのです。

【参考人】

環境への負荷がないということはなかろうかと思っております。それなりに上がると、交通量が増えること、また道路が今までなかったので、交通量自体はなかったところに御覧のとおりになるので。

【平野会長】

いいですか、割り込んで。永幡先生が今おっしゃっているのは、供用後の話ですね。これはどういう想定で算定されたのですか。要は、まだ企業立地が決まっていないとすると、大型車はどれくらい走るかも分からない、交通量も全く予想がつかない。もっと言うと、都市計画道路全体が事業化されるかどうか分からないという世界で、どのような想定でこれ算出されているのかを、まずは教えていただけますか。

【参考人】

交通量につきましては、将来交通量の推計というものをベースにやっております。

【平野会長】

それでは、将来交通量の推計をどのような根拠で、どのようにされたのですか。これは都市計画道路の交通量推計を使っておられるのですか。

【参考人】

通常の交通センサスのベースを使って、それから富谷市と宮城県とも調整させていただきながら、指導いただきながら調査をしております。

【平野会長】

交通量をどのように求められたか教えてくださいというのは、誰と相談して決めましたではなくて、何年のセンサスをベースに、ここにネットのリンクを貼って、通常の四段階推定法で配分計算をした結果ですとか、そういうことをお聞きしました。もしくは、都市計画道路が決定した時に、当然、将来の交通量を推計していますので、それをお使いになっているのかもしれないので、この辺の根拠数値の出し方、それで全然変わってくると思います。ただそれ自体、実はこのアセスの対象外なので、3つ目の話(環境影響評価外の議論)なんです。ここで都市計画道路ができて、いっぱい車が走って、工事中の話であればそうなのですけど、聞きたいのは、工事中道路はどうか。今、都市計画道路が完成してなくて、この敷地造成するためには、どこかに工事中道路を作って、そこに重機が入って行くっていう話で、その説明もなかった気がします。そうすると、騒音や振動がどこに影響を与えてしまうかという評価ができないですね。工場道路をどこに作って、どのように大型車が入って行くかという話を教えてください。

【参考人】

工事中道路につきましては、この都市計画道路が今、仙台北部道路の手前で止まっていますけれども、これが来年度から富谷市の事業として、都市計画道路の延伸工事が始まる予定になっております。それが約一年で、北部道路のトンネルを越えるところまで出来ると聞いておりますので、そこから入っていく工事を行う予定にしております。

【平野会長】

そうすると、工事中も st.2 は資料 1-参考の 14 ページの表で言うと、工事中、建設機械では st.2 が無いのは遠いからですか。実際、掘削する時とか。工事中の工事中車両はありますけれども、工事中の建設機械の騒音は届かないということですか。これもよく分からないですけど。工事中の建設機械の騒音源はどこに想定されたのですか。面的にやられていますよね。

【参考人】

工事中の騒音源ですが、st.2のほうから車両が来るのですが、土の出し入れはしませんので、主に工事職員の通勤交通の騒音が主体になります。大型の機械が入った場合は、大現場に停まっていますので、大型車両が出入りすることはあまりないです。伐採木の搬出とかの時は発生するかもしれないです。

【平野会長】

いや、まずその伐採木、木を切る音だとか、そういうのも含めて建設機械の音ですね。そうすると全面的に発生しますけれども、その一番上の欄の工事中、建設機械と書いてある騒音予測結果の前提条件どこでチェーンソー動いているのか、ブルドーザーが動いているのか、造成のための。それを教えてください。

【参考人】

建設機械の騒音につきましては、資料 1-参考の 14 ページになりますが、こちらの表の中にも入っておりますように、まず黒丸の b のところ、それから c、それから e の三か所で建設機械の騒音に

については予測を行っております。なので、今話に上がっております南側の st.2 とか、予測地点ではスモール a で示しているところに関しては、建設機械の予測は行っておりません。

【平野会長】

これはあくまでもそこでの音を予測しているのですよね。その音の発生源をどこと想定しているのかと聞いています。

【参考人】

分かりました。そうしましたら、準備書の方のページでご説明することとします。準備書の 490 ページです。枝番の方の数字のページになりますと、6 の 1 の 178 ページからになりますけども、通し番号で 490 ページ、491 ページで騒音についてはお示しております。

【平野会長】

趣旨としては、予測時点で想定される最も近いところで稼働した場合を想定しているということですね。最悪のケースで測っていると、最初からそう言っただけであればよいのです。工事計画をちゃんと見せてください。ここは作業員の通勤にしか使えませんということですが、それでは伐採木はどこから出てくるのですか。伐採木が出てくるのは北側ですか。北側の都市計画道路も事業をされるのですか。

【参考人】

st.2、a 地点から仙台北部道路を通過して、工事用の道路はこの st.5 の付近の先のほうから造成工事は始まります。都市計画事業計画図の北西側に、調整池が北側に2か所ありますが、資料1-参考の6ページの現計画図のところを見ていただきたいのですが、北西側の東北道路沿いに調整池があります。1号調整池と呼んでおりますけれども、その辺りの流末から造成開始しますので、工事車両は仙台北部道路の南側、仙台北部道路にボックスカルバートが既に設置されておりますので、そこが起点となります。そこから都市計画道路計画ルートに沿った形で北上しまして、一番北側の調整池の辺りから造成を開始します。伐採工事、伐根工事を実施しますけれども、その車両につきましては、仮設道路になりますけれども、st.3 ですか、北東側の調整池の脇の方にまで通じる仮設道路を作りまして、そちらの方から伐採木は搬出することになります。

【平野会長】

ありがとうございます。そういう工事計画を出していただきたいのが一つ目で、もう一つは風力発電事業では、工事用の仮設道路も含めて環境影響評価の対象にしておりましたけれども、審査会から方法書の審議でそれをお願いしていなかったのが、メンバーが全然違うのがありますが、形式的に区画整理事業で造成しますと、その時に工事用の仮設道路が必要になります。その工場用の仮設道路は環境影響評価の対象と理解していいのですか。それともそうではないのですか。事務局確認いただけませんか。

【事務局】

確認し、後ほど回答させていただきます。

【平野会長】

その情報は参考人の方にもお伝えいただければ。もちろん我々にも。それでもし、形式的に対象でなくても、やはり影響は出ますので、かなり立木を抜根までして搬出なさいますよね。そうすると、そ

れなりに大型車両がどんどん出て行くことになります。なので、この周辺が結構騒音影響がクリティカルになると思いますが、工事中の。その予測はされていますよね。

【参考人】

毎日のように車両が出て行くというようなイメージをおっしゃられましたけれども、だいたい貯木場みたいなのところを作っておいて、そこからある程度まとまってから一日に数回出て行くと。平均じゃなくて出て行く日がそういうことで、作業が多くて、そんなどンドン出せるようなスピードにはなりません。毎日何台も通過するというようなことにはならないかと思っております。

【平野会長】

そんな規模で大丈夫ですか。今の騒音の想定は何台でどういうふうにやっておられますか。ここはst.で言うと何番でしたっけ。

【参考人】

予測地点で言うと、c。スモールcの部分だと思います。

【平野会長】

そこが工事用の仮設道から出てくる車両を念頭に置いた場所ですね。

【参考人】

そこを工事中に通過する交通量としては、大型車としては1日で1台、小型車が5台で、片道6台程度で、往復で日12台です。

【平野会長】

それで予測はされているということですね。分かりました。その辺の段取りが分かる、影響が分かる資料をぜひ作っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【永幡委員】

工事中にせよ、供用後にしてもですけども、このst.2のところaのところというのは、環境基準だけを見たら確かに超えていないという言い方はできます。基準との整合性という欄の評価に関しては、恐らくそれでいいとは思いますが、そのように書かざるを得ないだろうなと思います。しかし、そこだけが問題なのではなく、結局のところ住民にどれだけ影響がいくのかということの方がむしろ大事で、その観点からいくと、現状ではもちろん道路が無いせいもありますけれども、極めてレベルが低いところが48.3デシベルとかいったら、道路沿いではない地域でも、もしかしたら満たしてしまいますよね、昼間は。それくらい静かなところが幹線道路の基準を満たすかどうかということで議論するぐらいにうるさくなります。これは極めて大きな影響です。

【平野会長】

そうですが、それはひょっとしたら、富谷市がこの都市計画道路を事業化するにあたって、住民に説明すべき案件で、ここでこの参考人の皆さんに言っても仕方がない話でもあります。だから難しいのです、今回の案件は。まとめてその都市計画道路の整備と含めて、お話できればいいのですけれど。このst.2がうるさくなるのは一番冷たく言うと、都市計画決定は既にされておりますので、その周辺の土地を買われた方は当然知っていなければならない話です。重要事項説明にもなっていると思います。その上で買われているわけですから、うるさくなる覚悟があって買われていると言わざるを得ない。ただやっぱり事業化するにあたって、今までの静穏性が高く行き止まりの都市計画道

路でしたので、静穏性が確保されているところに富谷市が事業化して、この区画整理事業と接続し、都市計画道路を開通させるのであれば、富谷市がきちんとその環境影響を予測した上で、住民説明をして、もしくは若干の防音対策を取るようなことをなさるのが筋目かなと思います。なので、彼らに低減措置は取りようがないところなので、この st.2 に関しては。

【永幡委員】

それでも他のところに、例えば道路を回すとか、分散させることはできないのでしょうか。車の流れを。

【平野会長】

都市計画道路に則ってこの区画整理事業が行われているので、都市計画道路そのものを変更する話になって、この参考人の皆さんの責任ではないです。

他にいかがでございます。

【永幡委員】

もう一ついいですか。そのことを踏まえても、やはり影響は非常に大きく出るということは、やはり準備書、さらには評価書でも書かないとフェアではないと思います。少なくとも明らかに影響が出るわけですから。しかも、ここの交通で出るわけですね。そして、騒音で別の観点からもう一個あって、調査地点の b、c、e の辺りに関しては、工事用車両も通りがつ工場の騒音も出るわけですね。要するに工場の建設機械の予測と工事用車両の両方の予測をしているという事は、重複が考えられるわけです。重複が考えられるのであれば、複合騒音、少なくとも等価騒音レベルに関して複合騒音を出しておく必要はありませんか。

【参考人】

それぞれで予測をしております。ただ、それぞれで最大の時の台数、建設機械の稼働であったり、工事用車両の走行であったりするので、時期がずれております。なので、それぞれの最大が重なった場合でこうなるというようなことは、今出している値、それを合成することで、建設機械の方も L_{A5} と等価騒音と両方出しておりますので、もちろん L_{A5} の方は境界線でやっておりますが、等価騒音の方は予測地点保全対象というところをやっていますから、それを合成するという事はできますので、その結果をお示しすることは可能だと思います。

【永幡委員】

もちろん、それをしてほしいですけれども、もし時期がずれていて、どれくらいその車が少いか、工事機械の騒音が最大の時に工事用車両がどれくらい走っているのかというのがある程度正確に予測できるのであれば、より正確な条件で計算していただいた方がよいです。要するに、あまり過大評価してもしょうがないですね。なので、もうそれが面倒くさいから、最大のものを足しても十分静かですという議論で、それで十分静かで環境基準が守られているというのであれば、それでも全然問題ないのですが、可能であるならば、過大評価にならないように、道路騒音が最大になる時に機械騒音は大体どれくらいになるだろうか、逆の時はもちろん逆でどうなるかというのを試算していただくと、その方が正確でより判断はしやすいかと思います。

【参考人】

ありがとうございます。恐らく道路の方が予測地点に近いので、交通量の方にかなり引っ張られるだろうと思いますので、道路で工事用車両が最大の時の建設機械を足す方が恐らくより正確になるとは思います。その時の建設機械がどこでどう動いているのかと想定するのは、またそれはなか

なか難しいところがあるかもしれませんので、いろいろ検討してみて、場合によっては最悪同士を重ねるケースもあるかもしれませんが、検討してお示しはしたいと思います。

【永幡委員】

可能な限りの結果で結構ですので、一応出しておいていただいた方がいいと思います。

【参考人】

分かりました。ありがとうございます

【平野会長】

よろしくお願いします。石井先生、どうぞ。

【石井委員】

放射線ですが、資料1-参考の43ページの放射線の量ですけれど、地下1cmのところを測ってくれて、結構高い数値が出てきました。低いかなどと思ったら、意外と高かったということで、ここで言うておきたいのは、工事の土砂の流出を防ぐため、土砂止め網柵工を設置するということを書いてありますが、この場合の土砂というのが普通の砂利みたいなものを考えていると間違いです。実は、ここに出ている750Bq/kg(準備書の1177ページに記載の分析値)というのはほとんどがシルトと言って、粘土微粒子が大体75ミクロン以下の粒子についています。よく川が泥水になっていますよね。あの泥の色です。だから結構逃げてしまうのですが、溜まります。実は去年、ある自治体で本当に0.05マイクロシーベルトと低いところで突然空間線量が100倍ぐらいになったことがあります。これは基本的には、たかだか1,000㎡ぐらいの土地を均したただけでした。土を均すと表面にせっかく収まっていた粘土微粒子に雨が降ってくると、それが叩かれて流れます。そしてあるところに集まったのですけれど、いきなり100倍ぐらいに上がって、0.23マイクロシーベルトを遥かに超えちゃって、すぐ措置をしました。今回は広大な土地なので、さっき会長も言っていたみたいに、何もいじらないでおくところはないのかと。まさにね、何もいじらなければ、そういうことは起こらないというわけです。ところが工事をやると、微粒子が雨で完全に流れて、非常に局所的にホットスポットを作って、それを知らないで作業員が泥を被って、自宅に持って帰るということになったり、いろんなことが起きるし、または残ったまま、高いままでそのまま売りに出すということになったりしますが、その辺を注意してください。

ここでは土砂っていつているけど、実はその泥水。一番いいのは隣の川に全部流れて、勢いよく流れて海に行ってしまうが一番いいですけど、そんな単純ではないです。だから、なんとか食い止める方法として、その泥水が集まったならば、それを取ってどこかに渡すことになりませんが、そういったことをしないとだめで、汚染されていない土と混ぜると言っても、その微粒子は残っていますので、雨が降ってそれが流れればまたどこかで集まってしまうことになるので、そのことに工事中は注意してほしいです。できるだけ、先ほど会長が言っていたように、何もいじらないところが多い方がいいですが、そうはいかないですよ。実際に起こったところは、1,000㎡ぐらいのところ、30m×30mぐらいのところを工事したらバーンと上がっちゃって。学校だったのですぐ問題になって、それで取り除かれました。そういうことが起こるということが分かりました。砂利の土砂ではなくて、泥水を相手にしてください。それが放射能物質を持っているので。意外と、そんなにあると思わなかったのですが、恐らくこの仙台市内も、そういうところがあるのではないかという気がしましたね。これからは気をつけたほうがいいですよ、いろんなところで。東北地方でも同じようなところがありそうです。よろしくお願いします。

【平野会長】

750 Bq/kg は確かに高いので、工事中に、例えば調整池とかに水が集まるように作っていくじゃないですか。もちろん当たり前ですけど。そうするとそこに、石井先生がおっしゃったシルトが集まってくると、いきなり濃度が上がるわけですよ。しかも調整池で貯めるわけですから、そこでモニタリングとかの予定はありますか。

【参考人】

ありがとうございます。事後調査の対象には実はしておりません。現時点では。

【平野会長】

一番怖いのは工事中だと思います。動かして、集まって作業員の方から若干広がるということ。

【参考人】

工事中は、土を動かした時に測りながら、高い値が出ないかどうか確認しながら進めるといった対策を取るということで、準備書の方に記載させていただいています。

【石井委員】

750 Bq/kg はどうってことないです。10 分の 1 以下ですから。問題は、さっき言ったように、工事した後に雨が降りますよね。その雨とか、水かけたりした時に泥水が集まると100倍いきますから、いきなりと 75,000Bq/kg になります。それを注意してほしいと言っているのです。

【平野会長】

作業中の場所で空間線量を測るというよりは、調整池だとか流末の方でモニタリングなさせるのが、工事中にですよ、事後調査に入れてなくてもいいと思いますが、工事中のモニタリングがあった方が安心かと思います。いかがですか。

【参考人】

ありがとうございます。現時点では、切り盛りをやりますので、土を動かして他の場所に移した時、そういったところでモニタリングをしながら濃度が上がってないかということをやります。

【石井委員】

水がついていなければ何もなくていいです。さっきから言ってるように、いじりますよね。表面をいじった後に雨が降り、その泥水が流れて高いところを作るのです。それが問題です。だいたい100倍ぐらいに高くなりますから、一気に 70,000Bq/kg ぐらいになってしまいます。

【平野会長】

ユンボなどでいじっているところを測るのではなくて、あくまでも流末で集まってしまうところで測るだけでいいと思います。

【参考人】

調整池ですとか、沈砂池、そういったところで水なり溜まったものを測りながら。

【平野会長】

いや、空間線量で分かりますよね。

【石井委員】

分かります。

【平野会長】

空間線量のほうが遥かに簡単だから、空間線量で十分だと思います。

【参考人】

今回はビオトープを整備することもありまして、表土の方と盛土に使える土を分けて管理することも考えています。今のお話ですと、表土の方が危ないということだと思いますので、そういうところを取り置きしたところで、きちんと水が出ないようなことも対策として考えていきたいと思います。

【石井委員】

実は福島の大熊町で、福島県内から持ってきた土をですね、今、減容化ということをやっています。それで、それはどういうことをやっているのかというと、水で土を洗うんですよ。そして出てくる泥水がありますよね。あれを取るだけで、だいたい10分の1に放射能が落ちます。そして体積が減ることが起こると言っているのです。表面を実際流れて集まったところがバーンって高くなる。それは気をつけたほうがいいですよ。現にやっている本人たちがそれを知らない。

【参考人】

ご存じだとは思いますが、表土に埋土種子というものもあって。今回、谷底部をできるだけ生態系を守ろうと思った時、今のものを使いたいというお話をご提案させてもらっているところですけど、そこでかなり放射線の方でも問題があると分かりました。

【平野会長】

いや、バランスを取られる必要も多分あって、st.3が60から750 Bq/kgでそれなりに高めなので、要は高めのところと調べるとかですね、何か所か調査していただいて、ここはこうしよう、ここはこうしようみたいなことをやれるとよいと思います。表土はそんなにいらないでしょう。さっき申し上げたように緑地化する面積ってそんなに多くないので。放射線の方で問題のない表土をやられるというのは、そこはやっぱり設計だとか、計測しながらマネジメントしていただいて、十分な表土はっていうか、逆にそんなに表土が必要にならないですよ。

【石井委員】

表土の上水には注意してください。

【平野会長】

表土の利活用と調整池、沈砂池の空間線量のモニタリングを施工中にさせていただくというお話でした。伊藤先生、お願いします。

【伊藤委員】

よろしくお願いします。地形地質のところ、準備書ですと622ページに重要な地形の状況が書かれています。皆さんはその重要な地形として選定した丘陵地の典型的な地形とか、土地の利用景観について、どのように捉えているのかお聞かせください。

【参考人】

県内の他の丘陵地でというところで、地形のレッドデータブックに掲載されているようなものを二点あげさせていただいておりますけれども、ここに書かれているような里地里山と言われるような

地形をご提示していて、市街地に近接するようなところで、そういったものが残されている場所であるというようなことは、共通するところかなと思いました。なので、似たような特性を持っているところということで、特にレッドデータブックなどには記載されていませんけれども、類似するものということで重要な地形と捉えてございます。あと、後半のご質問が聞き取れなかったのですが。

【伊藤委員】

土地利用景観についても指摘されていると思いますが、そちらについても地形そのものの特徴もそうですけれども、土地利用景観についてはどのように捉えているのかと思ってお尋ねしたのですが、基本的には準備書の622ページのアスタリスクで書いてあるところを踏まえているということでしょうか。

【参考人】

はい。こういったものと、類似するものですね。レッドデータブックに上がっているようなものと類似するところがあるということで、捉えてございます。土地利用という観点で申しますと、残された二次林と言いますか丘陵地があって、そこに挟まれている谷戸、低地の部分が耕作地として主に利用されていたりと、そういった景観が残っているというようなことで捉えております。

【伊藤委員】

ありがとうございます。先ほど会長もご指摘されていましたが、周りの丘陵地斜面の下部だけを残すということは、ここで挙げられている狭い谷がいくつも入っていて、さらにその谷では、その中でも大きな谷が中心ですけれども、その水源が広がっているといった土地利用景観があると。そういったものをほとんどそういった重要な地形として、あるいはその土地利用景観も含めてかもしれませんけれども、そういったものをほとんど壊してしまっているという認識でいらっしゃるのでしょうか。

【参考人】

対象事業実施区域の中に関しては、かなり中央部分は特に耕作地というのがないわけですが、隣接する周辺の部分で河川沿いなどに耕作地が隣接している状況であると捉えております。

【伊藤委員】

今回の対象事業実施区域で考えれば、重要な地形はほとんど保全できなかったということですよ。ね。

【参考人】

残せる部分の割合としては、ご指摘いただいたように、多くはないと考えております。

【伊藤委員】

予測結果のところでも、もちろんポジティブな情報を入れるということは重要だと思いますけれども、いろいろ造成計画を考えて、その中でこの谷が、いっぱい小さい谷があるということもこの丘陵地の特徴なわけですが、その谷を埋めるわけですよ。尾根を切った土で埋めて失くしてしまうということですから、それは重要な地形の地形的な特徴を基本的には失うような事業であるという形でちゃんと評価して、記載する必要があるかと思います。

ただし、それを書いた上で、縁辺の丘陵地の下部斜面の一部を残しているといった形に記載するのが正しい書き方なのではないかなと思いますが、いかがですか。

【参考人】

ご指摘大変ありがとうございます。今いただいたご意見を踏まえまして、事実は事実としてきちんと表現して、その上で、こういったところまで頑張っていますというような表現と言いますか、文章の書き方は推敲させていただきたいなと思っております。どうもありがとうございます。

【伊藤委員】

ありがとうございます。この計画で行くという話を会長への回答でもされてはいましたが、会長が一つの沢でも残した方がよいというご意見をされていましたが、それは沢ということは谷なので、そういった一部を残すというだけでも、随分とその重要な地形としての地形的な特徴であるとか、あるいはその土地利用景観みたいなものが重要な地形の特徴ですね、そういったものを踏まえてその一部を残すという形で、環境影響を評価して、できるだけ一部は保全しましたという形の示し方もできるかと思えます。既に色々と進んでいるのかもしれませんが、重要な地形というか、地形地質の見方、捉え方から見ても、そういった計画の変更、修正というか、そういった方向性もあるかなと思えます。難しいと思えますので、それはまた別途検討していただければいいのではないかなと思えます。一つの谷とかを残すだけでも随分と他の環境も保全されることになってくると思えますので、意見として聞いていただければと思います。

それと、もう一点は地盤の方で、いろいろ地盤沈下であるとか、盛土の斜面の流動についての解析ということやっているといます。私の前の委員の意図としては、恐らく盛土が厚いところだと、その上に建物が建ったときに、その建物の被害が大きくなるのではないかということですね。特にその滑りとか、そういうことを意識しているのではなくて、もちろんそれも問題になるわけですが、そうではなくて、盛土が厚いところの上の建物の被害が他のところと比べて、大きくなるのではないかといったことを意図とした、地震動に対しての御質問というか、御懸念だったと思えますけれども、その点についてはいかがですか。

【平野会長】

伊藤先生、何ページを見れば分かりますか。

【伊藤委員】

恐らく、そのことを考えていないので難しいとは思いますが、631ページからは地盤についての検討が出ていて、その中で安定解析とかの話だとか、地盤沈下についての圧密沈下についての話が出ていますが、盛土端部の滑りってというのは、確かに地震の時に発生する滑りってということで、それは大きな被害が出るということは分かりますが、そういうのではなくて、地震動の増幅について心配されているというのが、前任者の質問の意図ではあったのかなと思えます。

【平野会長】

一旦引き取ります。盛土が危ないと昔はよく言われていましたが、確かに地震動増幅しますが、建物の方がちゃんとしているので、ちゃんと揺れてくれれば大丈夫です。一番怖いのは、現代においても困るのが切盛境界で、建物の右側と左側で振動の仕方が違うというのが一番弱いです。そのため、切盛境界とこの建築計画はぜひ、配慮いただければと思います。それは買う人がちゃんと考えればいい話なので、ここで議論する話でもないかなという気がしますが、そんな話でしょうか。

【伊藤委員】

ありがとうございます。切盛境界は兵庫県南部ぐらいいが、いぶんまた着目されているという話もありますので、恐らく切盛土は富谷市の方でも出していく形になると思えますので、後は購入する方の問題かもしれません。ただ、今回30mを超える盛土ということが出てきていて、最近だと令和

4年の地震で泉区大沢とか、泉区寺岡ですか、その商業施設とかは結構盛土の厚いところでしたけれども、そこはかなり建物古いと言われるかもしれませんが、影響を受けて営業停止になったりしているのです、その盛土が厚いというのが、やっぱり効いてきているのかなと思います。

【平野会長】

一昔前の盛土は、結構盛土そのものも危なかったです。不等沈下も結構起こしましたし、不等沈下が起こされた建物はひとたまりもないです。だから地盤の問題ではあったんですが、最近が多分、東日本大震災で盛土している地区が結構ありますけれど、陸前高田だとか。あそこは10m程度ですが、今のところ問題は発生していないと思いますので、盛土であるから危険だというのは、もう今の土木技術というか、ちゃんと丁寧に盛る限りは問題ないと理解しています。

【伊藤委員】

前任者がそのように懸念されていたのかなと思ったので、お尋ねしましたけれども、きちんと施工されていくという話であれば、私は特にそこは問題ないと思います。

【参考人】

ありがとうございます。切盛の情報に関しましては、企業に売却される際にきちんと重要事項説明の中で開示をして、それに従って建設計画の方を立ててくださいということをお願いしようと思っております。

【平野会長】

適切な対応だと思います。それでは、内田先生お願いします。

【内田委員】

水質に関する質問です。準備書の584ページ、585ページのあたりですが、工事中の工事における懸濁物質の予測濃度が環境基準を超えています。しかし、保全措置を行うことで、農業用水の基準は超えていないから保全されるということでは書いてありますが、一方で、この予測をされた時に、裸地の面積が最大の時に一番懸濁物質の発生が多いという安全側に立って予測はしてはいますけれども、今回は広域の面積の部分を土砂の搬出入無しで、切盛土などを調整しながら行うということで、その土に一時的にシートなどを被せて濁水の発生などを抑制するということを準備書に書かれています。それで聞きたいのが、非常に、昨今大雨の頻度が多くなっているわけですが、準備書の585ページに大雨の場合には放流水中の浮遊物質を測定して保全措置が機能しているかモニタリングにより検証し、必要に応じて追加措置を検討するというふうに記述されています。その際の追加措置というのは具体的にどのようなことを行うか、その上のところの環境保全措置のところに通常を想定し得る措置が概ね書かれていると思いますが、さらに追加措置を何かしら行うということによろしいのでしょうか。そちらに関してお聞かせください。

【参考人】

ありがとうございます。基本的にはまず、仮設の沈砂池であっても溜まっているものを取り除いて、容量をきちんと確保するということが一つだろうかと考えています。あと、場合によっては、広げるといういいですか、掘り下げて大きくするといったようなことも考えられるかなと考えております。

【内田委員】

ちょっとだけ懸念しているのは、環境に関する影響ということで、少し長い時期をスパンで考えた時には、なんとか対策が取れても、工事中という期間において、短時間の大雨などで土砂が流出

してSS濃度が一気に上がるなどというようなことも考えられると思うので、この追加措置というものがいつでも発動できるような形で準備されているというのは重要なことだと思います。どうもありがとうございました。

【平野会長】

仮の沈砂池が溢れて役に立たないようなことが、多分頻発してくると思いますので、施工計画を考えられる上で、雨が激甚化している、強くなっていることを念頭に置いてやっていただければと思います。田口先生、お待たせしました、どうぞ。

【田口委員】

前回の方法書が平成20年からそこからで、もう十年以上経って今回の準備書ということになっていますけれども、今回の準備書で報告されている調査結果というのは、その間に行われたものということでよいですね。

【参考人】

両方使っています。当時調査した結果も使っていますし、ここ一年くらいでの補完調査として実施しているものもごございます。それら両方を使いながら、今回準備書を作成しているといった状況でございます。

【田口委員】

その中でダイオキシンの調査を行った結果で、地下水の水質の方は2022年と最近の比較的新しいデータになっていますが、

【平野会長】

田口先生、何ページ見ればいいですか。

【田口委員】

資料編 資-8 ページです。この資料で今日報告された中では、水質も土壌もダイオキシンは環境基準を下回ったという結果があつてまとまっていますが、それを証明する証明書の方は2022年と最近ですけれども、土壌の方は平成22年になっていて、十年以上前のデータだけになっています。やはりこの証明書が、今でも有効なものであるのか。変わっていないとは思いますが、本当にそれが変わっていないという証明がないとなると、現状の方向性としては、本当にこれで結論付けていいのかということに疑問があります。いかがでしょうか。

【参考人】

土壌につきましては、基本的に自然由来のものを確認するというところでやっておりますので、今回の対象事業実施区域は、方法書当時から土地利用の状況としてはほとんど変わっていないといった状況がありますので、土壌汚染については当時のものをそのまま活用できるであろうという判断で、当時のものを記載しております。

【田口委員】

それは事業者側の、あくまでも見込みであつて、本当にそれがいないという証明にはならないので、本当にこれが正しい値としてデータとして使えるのかということに疑問があります。

【平野会長】

ダイオキシンは自然由来なのですか、そもそも。

【参考人】

ダイオキシン類は自然由来ということはなかなかないと思いますので、その後の土地利用、その変化で変わっている可能性があれば測定は必要かなと思っておりましてけれども、今回は先ほど申しましたように、土地利用の状況が変わっておりませんので、土壤汚染については変わっていないという想定で考えておりました。

【平野会長】

自然由来のものはいい気がしますけれども、ダイオキシンはどこかの出してしまったものが飛んできて溜まるというものですよね。だからできればもう一回見ておいていただいて、これは事後調査もなさるのですか。

【参考人】

土壤汚染については、事後調査の対象に今はしていません。

【平野会長】

事前事後で比べて、「これは我々の事業は影響しませんでした」というエビデンスが必要なのであれば、事前をちゃんとしたものを十分に取ったほうがよいのかもしれませんが。そうでないのなら頑張る必要もないような気がするのですが、田口先生、それでもよいですか。

【田口委員】

そうですね。今例として挙げたのはダイオキシンなのですが、それ以外の項目についても、このように古いデータを使っているもので、今回の準備書が構成されているのか、それらのデータが本当に現状とどこまであっているのかが疑問です。

【平野会長】

それでは整理していただいて、まとめの表を次までに作っていただけますか。項目ごとに、これはこういう理由で昔のデータを使っていきます、これはこういう理由でやっぱり更新しないとまずいので新しく調査しましたという一覧表を用意してください。田口先生、それでよろしいでしょうか。まずはそれを整理していただいて、その上で議論をさせていただければと思います。

大体、希少種に関係のない話はオーケーでしょうか。太田先生、どうぞ。

【太田委員】

造成に関しては累積影響の話は出てこないのですか。すぐ南側とかも成田に宅地とか造成されているわけですね。工業団地ではないけれど、造成されて住宅地ができていくわけ。この辺かつての状態から見ると随分と造成されて開発されているのが続いているわけですが、累積について何も言及がなかったようなので、お聞きしています。

【平野会長】

そもそも区画整理事業の場合、累積影響もやらなきゃいけないかどうか事務局教えてください。

【事務局】

後ほど回答させていただきます。

【平野会長】

仕組み上、必要なのかわかりかねないので、仕組みの方を確認させていただいてもよろしいでしょうか、太田先生。

【太田委員】

はい、よろしくお願いいたします。

もう一つ。さっき見せていただいた調整池が北東側と北西側にできますよね。この調整池は常に水が溜まっているような状態が予想されるのか、既存の流路とかを塞いでるとか、そういうことから常に水が溜まっているようなことが想定されるのかということと、設計上の法面とかの状態がどういうことになるように設計されているのかを教えてください。

【参考人】

調整池は農業利水として考えておりませんので、だいたい乾いた形になるかと思えます。調整池内部の法面の形状とかいろいろ考えながらそこへエコアップする検討も予定はしていますけれども、調整池設計がまとまったところなので、これからの検討になります。

【太田委員】

沈砂池的な意味もあるかと思いますが、だんだん埋まってくるということもあり得るわけですよね。

【参考人】

堆積した土砂は、ちゃんと取り除いていくことをしなきゃいけないということになります。

【太田委員】

さっきピオトープは申し送りして、渡してしまうという話でしたけれど、こういうところはどうなんですか。

【参考人】

こちらも富谷市に移管することになりますので、富谷市の方で、他の調整池もそうなのですが、富谷市の方で土砂のかき出しとか堆積されたものは取り除いて、所定の容量を確保できるようにしていくと思えます。

【太田委員】

今、御質問したのは、新たな水辺が創出される可能性と、それから生物が落ち込んでトラップされて抜け出せなくなるとか、そういういろんなことがあるので、生物的な面からも気にはなりますが、どこか図書の中で設計が分かる図面ありますか。

【平野会長】

27 ページ、28 ページが調整池の図面です。土羽の法面ですが、草ボーボーの世界かなと思えますが、通常ドライというお話でしたので、新たな環境を作ってしまうことはないです。景観的にはすごく残念な景色になりますけれど。生物的には、そんなに変なことが起こらないような気がします。法面の勾配はいくらですか。

【参考人】

2割です。

【平野会長】

もちろん、安定勾配ですね。

【参考人】

一番緩い形で切土部も合わせて作るということで指導を受けています。

【太田委員】

這い出せますね。はい、分かりました。

【平野会長】

はい。もう 2 時間以上経っているので、休憩を取らせていただいてよろしいですか。少し延長することになりますが、参考人の皆さんお時間大丈夫ですか。少し延長させてください。5 分ほど休憩させていただいてから再開したいと思います。事務局、次は希少種に関わる話をしますので、その休憩の間に傍聴の方は一旦退室いただければと思います。それでは休憩としたいと思います。

<傍聴人退室>

…以下、非公開審議…

<参考人退室>

…以上、非公開審議…

<傍聴人入室>

【平野会長】

それでは最後に、4その他、事務局から何かございますか。

【事務局】

事務局から連絡がございます。本日審査いただきました案件につきまして、追加のご指摘等ございましたら、3 月 25 日月曜日までに事務局宛てメールにて送付いただきたいと思います。また、次回の令和6年度第一回審査会の開催については、5 月 23 日木曜日午後を予定しております。お忙しいところ大変恐れ入りますが、どうぞよろしくお願い致します。事務局からは以上です。

【平野会長】

はい、先生方から何かその他の案件で、年度の締めということもありますが、よろしいですか。それでは、進行を事務局の方にお返しします。ありがとうございました。

【事務局(司会)】

平野会長、ありがとうございました。

委員の皆様、お忙しいところ審査賜り、誠にありがとうございました。
以上で環境影響評価技術審査会を閉会いたします。